

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2016 年 第 1 回 一部改正
2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 38 号／達 第 37 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

高速船規則

規則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 38 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2016 年 6 月 30 日 規則 第 38 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

7 編 船体艤装及びペイント工事

3 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，通風筒及び歩路

3.6 通風筒

3.6.3 閉鎖装置

-2.を次のように改める。

-2. 暴露甲板に設ける通風筒の開口には，有効な風雨密の閉鎖装置を常設的に設けなければならない。ただし，その縁材の高さが，~~乾舷甲板，低船尾楼甲板及び船首から 0.25L_f 間の船楼甲板~~本編 **2.1.2** に規定する位置 **I** にあつては，4.5m 以上のを超えるもの，~~その他の船楼甲板~~位置 **II** にあつては，2.3m 以上のを超えるものは，前-1.で要求されるものを除き，閉鎖装置を省略して差し支えない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2016 年 6 月 30 日から施行する。

10 編 電気設備

3 章 設備計画

3.3 航海灯, その他の灯火, 船内信号装置等

3.3.1 航海灯回路

-3.を次のように改める。

-3. 航海灯表示器への給電は、主配電盤及び予備電源装置又は船橋に設置された照明用分電盤（2 台以上の発電機を装備している場合に限る。）からそれぞれ独立に配線した回路によらなければならない。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、主電源（主配電盤を介すること）及び予備電源から給電を受ける主配電盤~~充放電盤~~からの 1 回路のみとして差し支えない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2016 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を現存船に適用することができる。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の**(1)**から**(3)**に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(2) 機関関係

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

i)を次のように改める。

i) ディーゼル機関

9 編 2.1.23に規定されているもの

9 編 機関

2 章 ディーゼル機関

2.1 一般

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 適用一般

- 1. 本章の規定は、主機、発電機、補機（作業用補機等を除く。以下、本章において同じ。）に用いられるディーゼル機関に適用する。
- 2. ディーゼル機関は、型式毎に機関の設計者（以下、本章において「ライセンサー」という。）において、本会の別に定めるところによりあらかじめ使用承認を受けたものとしなければならない。
- 3. 主機に用いられる電子制御ディーゼル機関については、本章の規定によるほか、本会の別に定めるところによらなければならない。

2.1.2 及び 2.1.3 を 2.1.3 及び 2.1.5 に改め、2.1.2 として次の 1 条を加える。

2.1.2 用語

2.1.3-1.(3)及び-2.並びに 2.1.4 の適用上、用語の定義は、次の(1)から(36)による。

- (1) 「合否判定基準」とは、設計、製品、サービス又は工程が適合しているとみなされるために従うことが要求される一連の値又は判定基準をいう。
- (2) 「査定」とは、適切な団体による評価をいう。
- (3) 「承認」とは、規定の条件のもとに設計、製品、サービス又は工程を所定の目的のために使用することについて、十分な査定に基づき許可を与えることをいう。
- (4) 「組立」とは、構成要素又は部品からなる機器又は装置についていう。
- (5) 「審査」とは、設計、製品、サービス、工程、装置又は組織について、所定の仕様、規則、規格又は他の規範となる文書への適合性の程度を判定することをいう。
- (6) 「承認書」とは、設計、製品、サービス又は工程が合否判定基準に適合していることを証明する正式な文書をいう。
- (7) 「承認手順」とは、設計、製品、サービス又は工程を合否判定基準に従い承認する手順をいう。
- (8) 「適切な団体」とは、所定の分野において適切な知見及び専門知識を有すると認められる団体をいう。
- (9) 「構成要素」とは、機器又は装置の部品又は部材をいう。
- (10) 「適合性」とは、設計、製品、工程又はサービスが個別の要求事項に適合していることを実証できることをいう。
- (11) 「契約」とは、対象となる業務に関与する 2 又はそれ以上の関係者による合意をいう。
- (12) 「顧客」とは、他者から物品又はサービスを購入又は受け取る関係者をいう。
- (13) 「設計」とは、製品の性能、据付及び製造に関係するすべての図面、資料及び計算書についていう。

- (14) 「設計の査定」とは、設計に係る関連したすべての図面、資料及び計算書の評価をいう。
- (15) 「機器」とは、構成要素を組み立てた装置の部分をいう。
- (16) 「同等な」とは、規定の判定基準に対して劣らないと認められるものをいう。
- (17) 「評価」とは、設計、製品、サービス又は工程が規定の判定基準を満足している程度を体系的に検定することをいう。
- (18) 「検定」とは、適切な人員が要求事項に適合しているか判定することをいう。
- (19) 「検査」とは、検査員による設計、製品、サービス又は工程に対する検定をいう。
- (20) 「据付」とは、装置の作動が可能となるよう構成要素、機器及びサブシステムを組み立て最終的に設置することをいう。
- (21) 「製造者」とは、製造又は製品の品質について責任を負うものをいう。
- (22) 「製造工程」とは、製品の製造へ向けた指示に基づく一連の体系的な行動をいう。
- (23) 「材料」とは、製造者から他の製造者に供給される物品であって新たに製品となる前に更なる形成又は工作を要するものをいう。
- (24) 「変更」とは、現在の承認に影響を及ぼさない限定的な変更をいう。
- (25) 「製品」とは、製造工程の成果物をいう。
- (26) 「品質保証」とは、品質システムにおいて実施され、適切な信頼性を提供するために必要に応じて対象が品質要求事項を満足していることを実証するすべての計画的かつ体系的な活動をいう（ISO 9000 シリーズ参照）。
- (27) 「法規等」とは、法的権限を有する行政当局又は政府の監督機関が発行する規則又は命令をいう。
- (28) 「修理」とは、使用された製品又は装置について、摩耗又は損傷した状態から元の状態又はこれに近い状態に復元することをいう。
- (29) 「要件」又は「要求事項」とは、評価のために使用されることを目的に規定された特性をいう。
- (30) 「参考」とは、追加の技術資料又は承認が必要な図面を補足する詳細図をいう。
- (31) 「仕様」とは、立証する材料、製品、構成要素又は装置が使用目的に対する適正さを判定するために使用される技術資料又は事項をいう。
- (32) 「実質的改造」とは、応力レベル、操作状態、疲労寿命、他の構成要素に対する影響又は排出等の重要な特性の変化を伴う設計の変更をいう。
- (33) 「外注業者」とは、契約により材料を他の供給者に供給するものをいう。
- (34) 「供給者」とは、契約により材料又は設計、製品、サービスもしくは構成要素を顧客又は使用者に提供するものをいう。
- (35) 「試験」とは、規定の手順に従い、製品、材料、機器、機構、物理現象、工程又はサービスの1又は2以上の特性又は性能を決定する技術的業務、並びに製品、工程又はサービスの1又は2以上の特性又は性能が規定の要求事項を満足しているか判定する技術的業務をいう。
- (36) 「立会」とは、試験において人物が実在し、試験結果に関して記録及び証拠文書の作成が可能であることをいう。

2.1.3 を次のように改める。

2.1.32 図面及び資料

-1. 提出すべき図面及び資料は一般に次のとおりとする。

(1) 承認用図面及び資料

- ~~(a) 機関要目表（本会が指定する書式のもの）~~
- ~~(b) 主要部品の溶接要領詳細（試験、検査を含む。）~~
- ~~(c) クランク軸（部分詳細、軸継手ボルト、釣合おもり及び同取付ボルトを含む。）~~
- (da) 4 ストロークサイクル機関の接続棒の及び上下軸受（ボルトを含む。）
- ~~(e) スラスト軸（機関に組込まれる場合）~~
- ~~(f) 台板及びスラスト受台（機関に組込まれる場合）の機関台への据付詳細図（据付ボルト、チョックライナ、ストッパ等を含む。）~~
- ~~(g) クランク室逃し弁の構造及び配置図~~
- ~~(h) 主要部品の材料仕様~~
- ~~(ib) 弁駆動油高圧管と被覆装置~~
- ~~(jc) 燃料油噴射管と被覆装置~~
- (kd) 機付諸管線図（燃料油、潤滑油、冷却油、冷却水、空気及び油圧の各系統を含み、管の材質、寸法及び使用圧力を記入したもの）
- (e) (3)(d)から(f)に規定される図面及び資料
- (f) 2.1.4 の規定により要求される図面及び資料等（2.1.3-1.(3)に規定されるものを除く。）

(lg) 排気タービン過給機の組立断面図

(2) 参考用図面及び資料

- (a) 図面及び資料のリスト（図面番号及び改正番号を含む。）
- ~~(b) 組立縦断面図~~
- ~~(c) 組立横断面図~~
- ~~(d) 台板及びスラスト受台（機関に組込まれるもの）~~
- ~~(e) 架構~~
- ~~(f) シリンダカバー、シリンダジャケット及びシリンダライナ~~
- ~~(gb) ピストン及びガジョンピン~~
- ~~(h) 支柱ボルト（継手、セットスクリュウを含む。）~~
- ~~(i) ピストン及びピストン棒組立図~~
- ~~(j) ピストン棒~~
- (kc) 2 サイクルストローク機関の接続棒の及び上下軸受（ボルトを含む。）
- ~~(l) スラスト軸受組立図~~
- ~~(m) クロスヘッド組立図~~
- ~~(n) カム軸駆動装置並びにカム及びカム軸組立図~~
- ~~(od) 動弁装置~~
- ~~(p) 燃料ポンプ~~
- ~~(q) 主軸受ボルト~~
- ~~(re) シリンダカバー締付ボルト及び弁箱取付ボルト~~
- ~~(s) はずみ車（動力を伝達する場合）~~
- ~~(tf) 機関制御系統図（監視、安全及び警報装置を含む。）~~
- ~~(u) 機付排ガス管の防熱構造及び配置図~~

- (~~※g~~) ダンパ、ディチューナ、バランサ又はコンペンセイタの構造及び配置図、並びに機関の動揺防止装置の構造及び配置図、機関の動揺、釣合い及び振動の防止に関する計算書
- (~~w~~) 機関取扱い説明書
- (~~※h~~) その他本会が必要と認める図面及び資料
- (3) ディーゼル機関の検査及び試験のための図面及び資料
- (a) 図面及び資料のリスト（図面番号及び改正番号を含む。）
- (b) 本会が指定する書式の機関要目表
- (c) 主要部分の材料仕様（材料に適用される非破壊試験及び圧力試験に関する参考となる情報を含む。）
- (d) 台板及びクランクケースの溶接設計部分（溶接の詳細及び溶接手引書を添えること。）
材料の仕様及び溶接施工の仕様書は、承認の対象とする。溶接施工の仕様書には、溶接の前後の熱処理、溶接材料及び仮付け溶接の状態の詳細を含むこと。
- (e) スラスト軸受の台板の溶接設計部分（溶接の詳細及び溶接手引書を添えること。）
材料の仕様及び溶接施工の仕様書は、承認の対象とする。溶接施工の仕様書には、溶接の前後の熱処理、溶接材料及び仮付け溶接の状態の詳細を含むこと。
- (f) 架構及び歯車装置の溶接設計部分（溶接の詳細及び溶接手引書を添えること。）
材料の仕様及び溶接施工の仕様書は、承認の対象とする。溶接施工の仕様書には、溶接の前後の熱処理、溶接材料及び仮付け溶接の状態の詳細を含むこと。
- (g) クランク軸の組立図及び詳細図
- (h) スラスト軸又は中間軸（機関に組み込まれる場合）
- (i) 軸継手ボルト
- (j) 主軸受用のボルト及びスタッド
- (k) シリンダヘッド及び排気弁用のボルト及びスタッド（2 ストロークの設計の場合）
- (l) 連接棒用のボルト及びスタッド
- (m) 支柱ボルト
- (n) 次の i) から vii) に関するディーゼル機関の配置図又は同等な図面及び資料（主要寸法、作動媒体、最大作動圧力等のライセンサーが供給する装置の詳細図）
- i) 始動空気装置
- ii) 燃料油装置
- iii) 潤滑油装置
- iv) 冷却水装置
- v) 油圧装置
- vi) 弁開放用の油圧装置
- vii) ディーゼル機関の制御装置及び安全装置
- (o) 高圧燃料管の被覆装置の組立図（すべてのディーゼル機関）
- (p) 油圧油及び燃料油用の蓄圧器の構造
- (q) 燃料油噴射装置の高圧部
圧力、管の直径及び材料に関する仕様を含むこと。

- (r) クランク室の爆発に備える逃し弁の配置及び詳細（シリンダ径が 200 mm 以上又はクランク室の容積が 0.6m³以上のディーゼル機関の場合に限る。）
- (s) オイルミスト検知装置及び／又は代替の警報装置
- (t) シリンダヘッド
- (u) シリンダブロック，エンジンブロック
- (v) シリンダライナ
- (w) カウンターウエイト及び取付具（クランク軸に組込まれない場合）
- (x) 連接棒及びロッドキャップ
- (y) クロスヘッド
- (z) ピストン棒
- (aa) ピストンの組立図（構成要素の識別のための情報（図面番号等）を含む。）
- (ab) ピストンヘッド
- (ac) カム軸駆動装置の組立図（構成要素の識別のための情報（図面番号等）を含む。）
- (ad) はずみ車
- (ae) 支持構造の詳細図（主機の場合）
- (af) 燃料油噴射ポンプ
- (ag) 排気管及び燃料装置の故障により影響を受ける恐れのあるその他の高温部分の被膜装置及び防熱装置の組立図
- (ah) ダンパの構造及び配置図
- (ai) 電子制御ディーゼル機関の場合，次の i) から iv) の組立図又は配置図
 - i) 制御弁
 - ii) 高圧ポンプ
 - iii) 高圧ポンプの駆動装置
 - iv) 弁本体（適用される場合）
- (aj) 機関取扱い説明書
当該説明書には，保守（整備及び修理）に関する要求事項，必要となる特別な工具及びゲージ（取付け物を含む。）の詳細（設定に関する情報を含む。）並びに保守の完了の際に実施する試験の要求事項を含むこと。
- (ak) 機関制御系統に関する故障モード影響解析（FMEA）に関する試験内容（燃料噴射及び／又は弁について油圧，空気圧又は電子制御を行うディーゼル機関の場合）
- (al) ディーゼル機関を製造する際の鋳造の仕様及び溶接の仕様（施工要領書）
- (am) 制御用の構成要素の環境試験に関する使用承認の承認手順（個別のディーゼル機関の申込みのために変更された図面及び資料は，参考又は承認用として本会に提出する必要がある。）
- (an) ディーゼル機関の製造に関する品質要求事項
- (ao) その他本会が必要と認める図面及び資料

-2. 前-1.(3)に規定する図面及び資料は，2.1.1-2.の規定により既に使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料によって機関を製造する機関製造者（以下，本章において「ライセンシー」という。）が提出するものとするが，2.1.4-2.の規定に従ってライセンサーが提出することとして差し支えない。

2.1.4 として次の1条を加える。

2.1.4 ディーゼル機関の承認

-1. ディーゼル機関の承認は、次の(1)から(6)の規定による。

(1) 機関の製造に関する図面及び資料の作成

- (a) ディーゼル機関は、次の(c)以降の本条の規定に従い承認を受ける前に、設計について本会の別に定めるところにより、あらかじめ承認を受けること。
- (b) すべての型式のディーゼル機関は、ライセンサーにおいて製造を行う前に2.1.1-2の規定に従いライセンサーが取得する使用承認書を有していること。ただし、新型式のディーゼル機関又は使用実績のないディーゼル機関の場合にあつては、ライセンサーにおける製造と同時として差し支えない。
- (c) ライセンサーが 2.1.3-1.(3)に掲げる個別のディーゼル機関の製造に関する図面及び資料を作成するために、ライセンサーは、使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料について確認し、必要な場合には、個別の申込に関する資料を作成すること。
- (d) 使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料と製造するディーゼル機関の図面及び資料との間に実質的変更がある場合には、本会の別に定めるところにより、影響を受ける図面及び資料を再提出すること。

(2) ディーゼル機関の検査及び試験のための図面及び資料

- (a) ライセンサーは、2.1.3-1.(3)に掲げる図面及び資料並びに当該図面及び資料とライセンサーにおいて使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料との対照をまとめた資料を作成し、本会に提出すること。
- (b) 2.1.3-1.(3)の適用上、ライセンサーにおいて使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料とライセンサーにおいて製造するディーゼル機関の図面及び資料との間に技術的な内容の差異がある場合には、ライセンサーによる変更についてライセンサーが承諾した旨を示す文書（ライセンサーが承認をし、ライセンサー及びライセンサーが署名したもの。）を本会に提出すること。なお、ライセンサーの承諾が確認されない場合には、当該ライセンサーにおいて製造する機関を別の型式のディーゼル機関とみなし、2.1.1-2の規定を適用する。
- (c) 前(b)の適用上、ライセンサーが行う変更は、適切な品質要求事項を満足した上で行うこと。
- (d) 本会は、設計の承認後に前(a)及び(b)に規定される図面及び資料を、ライセンサーに返却する。
- (e) 前(a)及び(b)に規定される図面及び資料は、本会検査員が、ライセンサー及び外注業者においてディーゼル機関及びその構成要素の製造中の検査及び試験を行う際に参考とするため、ライセンサー又は外注業者は、当該図面及び資料を検査員に提示できるよう準備すること。

(3) 追加の図面及び資料

ライセンサーは、2.1.3-1.(3)に掲げる図面及び資料に加えて、鋼船規則 2.6.1 に規定する試験を行う検査員に対して、要求に応じて、関連する詳細図、製造に関する品質管理の仕様及び合否判定基準を提示できること。当該図面及び資料は、検査の際の補足のみを目的とする。

(4) ライセンサーの承認

- (a) 本会は、ディーゼル機関の製造について、本会の別に定めるところにより、製

造設備及び製造工程，工作機械，品質保証，試験設備等による構成される製造施設の本会の関連規則の要件への適合性を審査する。

(b) 前(a)の結果が良好な場合には，本会は，ライセンサーについて本会が承認した旨を示す証明書を発行する。

(5) 機関の組立及び試験

ライセンサーは，本会技術規則に従って検査員立会いのもとにディーゼル機関を組立て，試験すること。ただし，ディーゼル機関の製造者が事業所承認規則に従い本会が承認した事業所であり，多量生産方式を採用することについてあらかじめ当該製造者と本会とが合意している場合にあってはこの限りではない。

(6) ディーゼル機関及び構成要素の承認書の発行

(a) 検査及び試験の対象となる構成要素について，ライセンサー及び外注業者において当該検査及び試験が良好に完了した場合，当該構成要素の承認書を発行する。

(b) 前(5)の組立及び試験が良好に完了した場合には，本会は，ディーゼル機関の承認書を発行する。

-2. 前-1.の適用上，ライセンサーとライセンサーとの間の合意がない場合には，次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものをライセンサーとみなす。

(1) ディーゼル機関の型式の設計権を有するもの

(2) ディーゼル機関の設計権を有するものから設計を変更することについて認められているもの

-3. ディーゼル機関の構成要素であってライセンサーが設計するもの（関連するディーゼル機関の使用承認書に記載されるもの）については，ディーゼル機関の製造者又は外注のいずれにより製造されるかにかかわらず，承認されているものとみなす。

-4. ディーゼル機関の構成要素であって外注業者が設計するもの（排ガス過給機，インタークーラ等）については，関連する供給者において承認を受けなければならない。

附 則（改正その3）

1. この規則は，2016年7月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みが行われたディーゼル機関と同一型式のディーゼル機関にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の**(1)**から**(3)**に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(2) 機関関係

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

i)を次のように改める。

i) ディーゼル機関

9 編 2.1.32に規定されているもの

9 編 機関

2 章 ディーゼル機関

2.1 一般

2.1.2 及び 2.1.3 を 2.1.3 及び 2.1.4 に改め、2.1.2 として次の 1 条を加える。

2.1.2 用語

本章において、排気タービン過給機を、給気するシリンダ群による機関の連続最大出力（例えば、シリンダ列毎に排気タービン過給機を装備する V 型機関にあつては、連続最大出力の 50% 出力）に従って次の 3 種類に分類する。

(1) A 類過給機：

給気するシリンダ群による機関の連続最大出力が 1000kW 以下の排気タービン過給機

(2) B 類過給機：

給気するシリンダ群による機関の連続最大出力が 1000kW を超え、かつ 2500kW 以下の排気タービン過給機

(3) C 類過給機：

給気するシリンダ群による機関の連続最大出力が 2500kW を超える排気タービン過給機

2.1.3 を次のように改める。

2.1.23 図面及び資料

-1. 提出すべき図面及び資料は一般に次のとおりとする。

(1) 承認用図面及び資料

((a)から(k)は省略)

(l) 排気タービン過給機の組立断面図に関する次の図面及び資料

i) 組立断面図

ii) 主要目表（B 類過給機又は C 類過給機を装備する場合）

iii) 破壊部品の飛散防止に関する資料（新型式又は使用実績のない B 類過給機又は C 類過給機を装備する場合）

iv) ハウジング部品及び回転部品の図面（C 類過給機を装備する場合。羽根取付けに関する詳細を含むこと。）

v) 前 iv) に規定する部品の材料仕様（C 類過給機を装備する場合。化学成分及び機械的性質を示すこと。）

vi) iv) に規定する部品の溶接要領詳細（新型式又は使用実績のない C 類過給機を装備する場合。溶接構造の場合に限る。）

(2) 参考用図面及び資料

((a)から(x)は省略)

(y) 可燃性油管中の継手に採用される飛散防止措置の施工要領書（備える場合に限る）

(z) 排気タービン過給機に関する次の図面及び資料

- i) トルク伝達の安全性に関する資料（翼車が軸に締め付けられている新形式又は使用実績のない C 類過給機の場合）
- ii) 排気タービン過給機の耐用期間に関する資料（C 類過給機を装備する場合）
- iii) 過給機取扱い説明書（新形式又は使用実績のない C 類過給機を装備する場合）

2.1.34（省略）

2.3 付属装置

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 排気タービン過給機

~~1. 排気タービン過給機を装備する主機にあっては、1 台の過給機が故障した場合でも、船舶に航海可能な速力を与えられる出力で主機を運転できる措置を講じておくこと。~~

~~2. 主機の起動及び運転が排気タービン過給機のみでは不可能な場合には、補助掃気装置を設け、かつ、この装置が故障した場合でも排気タービン過給機が効力を発揮する出力まで主機を運転できる措置を講じておくこと。~~

排気タービン過給機は、鋼船規則 D 編 2.5.1 の規定に適合すること。

2.3.6 として次の 1 条を加える。

2.3.6 機械式過給機

機械式過給機にあっては、原則として、2.3.1 に規定する排気タービン過給機の要件に従うこと。

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関又は排気タービン過給機にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書が船舶に備えられていることを確認する。

(13)として次の1号を加える。

(13) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、可搬式ガス検知器

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.3 船体の年次検査

3.3.1 要件

-1.を次のように改める。

-1. 年次検査においては、実行可能な範囲内で次の**(1)**から**(17~~8~~)**までに規定する船体及び艀装関係の検査及び試験を行い良好な状態にあることを確認する。

((1)から(17)は省略)

(18) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、14 編 1.2.1 に規定する閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。

14 編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

1 章 通則

1.2 として次の 1 節を加える。

1.2 その他

1.2.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶には、少なくとも酸素、可燃性ガス又は蒸気、硫化水素並びに一酸化炭素の濃度を閉囲区域へ立入りの前に計測できる適切な可搬式ガス検知器を備えなければならない。当該可搬式ガス検知器は、他の規則で要求されるものと兼用して差し支えない。また、当該可搬式ガス検知器は、適切に校正されたものでなければならない。

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

9 編 機関

8 章 管艙装

8.14 ボイラの給水管装置

8.14.1 を次のように改める。

8.14.1 給水ポンプ及び給水管系統

-1. ~~重要な船舶の安全のために不可欠な用途に使用されるすべての補助ボイラ（蒸気発生装置を含む。以下、本 8.14.1 において同じ。）並びに主機の運転に必要な燃料油加熱器又は常時加熱を必要とする貨物の加熱器に蒸気を供給する又は給水が停止した場合に危険が生ずるおそれのあるすべてのボイラにあっては、最大蒸発量を得るのに十分な総容量を持ち、かつ、1 系統が故障した際にも航海可能な速力を得ることのできる同程度の容量の給水ポンプ並びにボイラ入口給水管取付口の止め弁及び逆止弁からなる給水管装置を 2 系統装備しなければならない。ただし、蒸気胴の給水取入口は 1 とすることができる当該装置が故障した場合でも通常航海及び貨物の加熱に支障をきたさない代替設備が設けられている場合又は短時間に交換できる給水ポンプの完体予備並びに給水逆止弁の弁体及び弁座の予備品を 1 組備える場合には、最大蒸発量を得るのに十分な容量を持つ給水管系統を 1 系統として差し支えない。~~

(-2.は省略)

附 則（改正その6）

1. この規則は、2016 年 12 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

高速船規則検査要領

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 37 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 6 月 30 日 達 第 37 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 臨時検査

規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。

(1) (省略)

(2)として次の 1 号を加える。

(2) 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

2016 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶について、2016 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 14 編 1.2.1 に適合する可搬式ガス検知器を備えていることを確認する。

14 編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

1 章 通則

1.2 として次の 1 節を加える。

1.2 その他

1.2.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

規則 14 編 1.2.1 の適用上, 2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。ただし, 2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって, 同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあってはこの限りでない。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

附 則（改正その 1）

1. この達は, 2016 年 7 月 1 日から施行する。

9 編 機関

2 章 ディーゼル機関

2.1 一般

2.1.1 として次の1条を加える。

2.1.1 一般

-1. 規則 9 編 2.1.1-2.にいう「本会の別に定めるところ」とは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 8 章をいう。

-2. 規則 9 編 2.1.1-3.にいう「本会の別に定めるところ」とは、鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D2.1.1「電子制御ディーゼル機関の追加要件に関する検査要領」をいう。

2.1.2 図面及び資料

-1.から-3.を削る。

~~-1. 機関の設計者（以降、本項において「ライセンサー」という。）において既に承認を取得した図面及び資料によって機関を製造する機関製造者（以降、本項において「ライセンサー」という。）にあっては、承認済の図面番号（改正番号を含む。）のリストを提出することによって規則 9 編 2.1.2 に規定する図面及び資料の提出に代えることができる。~~

~~-2. 前-1.のライセンサーの承認図に対してライセンサーにおいて変更を加えた機関を製造する場合は、関連部分について別に図面及び資料を提出する必要がある。また、この変更が機関の強度、安全性及び性能に変更を伴うものである場合はライセンサーの同意を示す書類を添えて提出すること。~~

~~-3. 前-1.及び-2.の取扱いによる場合、立会い検査の際に検査員の要求に応じて全ての承認図面及び資料等を提示することができるようライセンサーにおいて当該図面及び資料等を保管しておくこと。~~

2.1.4 として次の1条を加える。

2.1.4 ディーゼル機関の承認

-1. 規則 9 編 2.1.4 の適用上、承認の手続きについては、図 2.1.4-1.を参照すること。

-2. 規則 9 編 2.1.4-1.(1)(a)にいう「設計について本会の別に定めるところにより、あらかじめ承認を受ける」とは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 8 章の規定に従い、設計の承認及び査定を受けることをいう。

-3. 規則 9 編 2.1.4-1.(1)(c)及び(d)並びに(2)(a)及び(b)にいう「使用承認を受けたディーゼル機関の図面及び資料」とは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 8.2.2 に掲げるものをいう。

-4. 規則 9 編 2.1.4-1.(1)(d)にいう「本会の別に定めるところ」については、「船用材料・

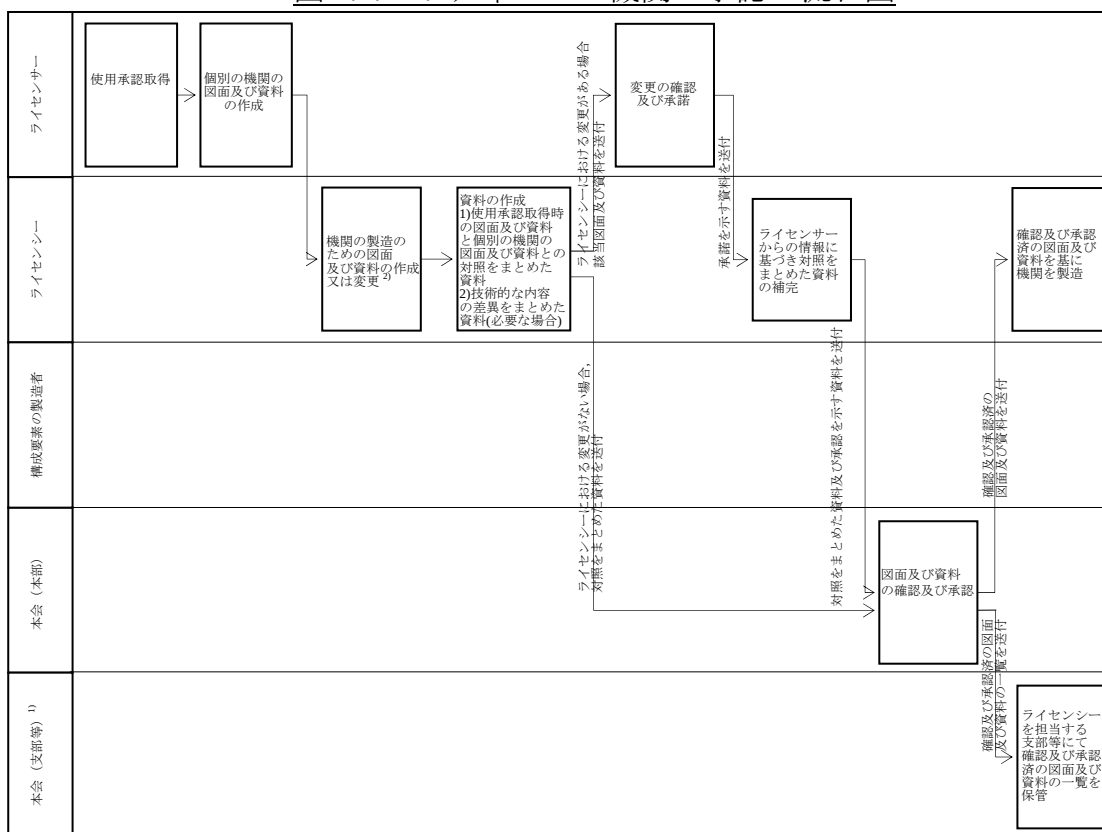
「機器等の承認及び認定要領」第6編 8.2.2-2.による。

-5. 規則 9 編 2.1.4-1.(2)(c)の適用上、ライセンサーが指定する品質要求事項を満足すること。

-6. 規則 9 編 2.1.4-1.(4)(a)にいう「本会の別に定めるところ」については、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第6編 8.2.2-4.を準用する。

図 2.1.4-1.として次の図を加える。

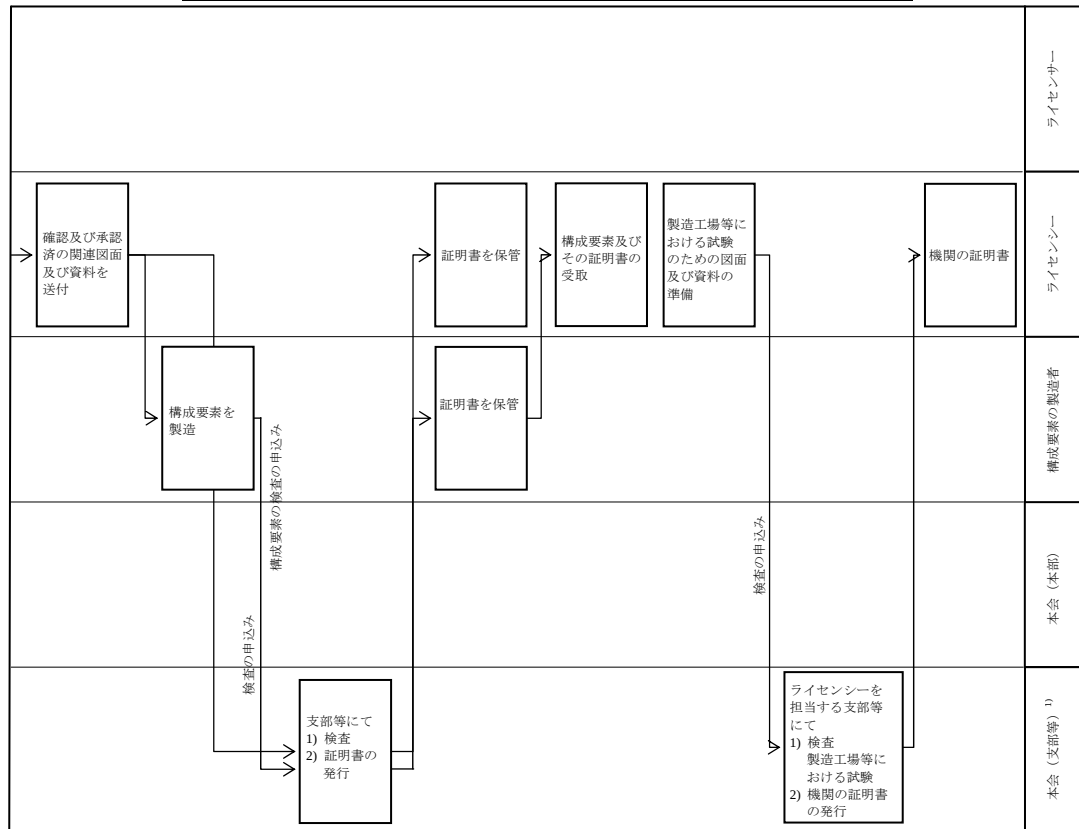
図 2.1.4-1. ディーゼル機関の承認の流れ図



1) ライセンシー及び/又は構成要素の製造者を担当する各地の支部等

2) ライセンシーにおける変更がある場合については、規則 9 編 2.1.4-1.(2)(b)及び(c)参照

図 2.1.4-1. ディーゼル機関の承認の流れ図（続き）



附 則（改正その2）

1. この達は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みが行われたディーゼル機関と同一型式のディーゼル機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

9 編 機関

2 章 ディーゼル機関

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。

2.1.23 図面及び資料

-1. 機関の設計者（以降、本項において「ライセンサー」という。）において既に承認を取得した図面及び資料によって機関を製造する機関製造者（以降、本項において「ライセンサー」という。）にあつては、承認済の図面番号（改正番号を含む。）のリストを提出することによって規則 9 編 2.1.23 に規定する図面及び資料の提出に代えることができる。

（-2.及び-3.は省略）

-4. 排気タービン過給機を装備するディーゼル機関にあつては、規則 9 編 2.1.2 にいう排気タービン過給機の分類に応じて、規則 9 編 2.1.3 に規定する図面及び資料には次を含めて提出すること。ただし、新型式又は使用実績のない過給機に限る。

(1) A 類過給機

(a) 規則 9 編 2.1.3-1.(1)(li)に掲げる組立断面図には、主要寸法及び部品名を記載すること。ただし、本会が差し支えないと認める場合には、当該図面の提出を省略することができる。

(2) B 類過給機

(a) 規則 9 編 2.1.3-1.(1)(li)に掲げる組立断面図には、主要寸法及び破壊部品の飛散防止の評価に関するハウジング部品の材料を記載すること。

(b) 規則 9 編 2.1.3-1.(1)(lii)に掲げる排気タービン過給機の主要目表には次の項目を記載すること。

i) 最大許容運転速度 (rpm)

ii) タービン入口の最大許容排ガス温度

iii) 潤滑油入口の下限圧力

iv) 潤滑油出口の上限温度

v) 最大許容振動レベル（自己誘起振動及び外部励起振動等）

(c) 規則 9 編 2.1.3-1.(2)(t)に掲げる機関制御系統図には次の項目を含むこと。

i) 過速度警報装置の設定点

ii) タービン入口の排ガス温度警報装置の設定点

iii) 潤滑油入口の低圧警報装置の設定点

iv) 潤滑油出口の高温警報装置の設定点

(3) C 類過給機

(a) 前(2)に掲げる項目を含むこと。

(b) 規則 9 編 2.1.3-1.(2)(zi)に規定するトルク伝達の安全性に関する資料は、同様の構造（部品構成・材質等が同じでサイズのみが異なる）を有する過給機のシリ

ーズのうち2種類について記載することで差し支えない。

- (c) 規則 9 編 2.1.3-1.(2)(z)ii)に掲げる耐用期間に関する資料は、クリープ、低サイクル疲労及び高サイクル疲労を考慮したものとする。
- (d) 規則 9 編 2.1.3-1.(2)(z)iii)に掲げる過給機取扱い説明書には、排気タービン過給機の取扱い及び保守に関する要領を記載すること。同要領は、同様の構造（部品構成・材質等が同じでサイズのみが異なる）を有する過給機のシリーズのうち2種類について記載することで差し支えない。

2.1.4 として次の1条を加える。

2.1.4 材料、構造及び強度一般

- 1. 規則 9 編 2.1.4-6.に定める標準周囲条件に関し、新型式又は使用実績のない排気タービン過給機の部品の耐用期間は、吸気温度 45℃に基づいて決定すること。

附 則（改正その3）

1. この達は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関又は排気タービン過給機にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。